

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

11月20日発行

Vol.673

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

福島県復興公営住宅



福島県復興公営住宅の内覧について (令和6年度第5回募集)

福島県復興公営住宅のうち、入居対象を一般県営住宅の入居対象者まで拡大している団地については内覧が可能です。

第5回募集(12月2日～10日の募集)に向け内覧を希望される方はお申し込みください。



16ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

・こども未来フェスティバル ----- 2

●被災自治体News

南相馬市 ----- 3
浪江町 ----- 8
双葉町 ----- 10

●福島県復興公営住宅入居支援センター

・福島県復興公営住宅の内覧について
----- 16

11/16 土

こども未来フェスティバル

市の「こども未来フェスティバル」は11月16日、ゆめはっとと野馬追通り銘醸館で開催され、大勢の親子でにぎわいました。

こどもたちによるダンスや演奏の発表会、高校生や大学生による出店・展示などが催されたほか、結婚から子育てまでの市のサポートを紹介するコーナーが会場に設けられました。



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



今週の番組

番組内容 [11/15~11/22]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
- 02分～ 2024ベビーファースト宣言
- 22分～ 鹿島区小中学校音楽祭 開会式
鹿島小学校万葉太鼓 ※音楽祭は1時間おきに内容が変わります
- 28分～ 南相馬市スポーツ少年団 “鹿島剣友会ジュニア”
- 34分～ 鹿島区小中学校音楽祭 鹿島小学校5年生・上真野小学校5年生
※音楽祭は1時間おきに内容が変わります
- 45分～ 防災メールの登録方法
- 48分～ お家でできる軽体操 肩こり予防編
- 52分～ 四季百景 ～南相馬 山紫水明の間から～
- 58分～ 南相馬市役所 任期付職員募集
- 59分～ 11月の休日当番医/南相馬市立病院駐車場について/リクエストアワー



みゆーまーくん



南相馬市からのお知らせ

紙等の健康保険証交付終了とマイナ保険証について

10月25日HP更新

市民の方

紙等の健康保険証の交付終了

令和6年12月2日以降、現行の紙等の健康保険証の交付は原則終了となります。

- **市の国民健康保険に加入済みの方**は、記載されている有効期限までは保険証を使用することができます。

注意 記載されている資格情報に変更があった場合は使用できなくなります。

- **勤務先の健康保険等に加入されている方**は、保険証に記載されている保険者等にお問い合わせください。

マイナンバーカードの保険証利用登録について

マイナンバーカードを健康保険証(通称:マイナ保険証)として利用することができます。

紙等の保険証と比較して、医師が健診情報や薬の状況を確認することができ、治療に役立てることができます。また、高額療養費制度における限度額以上の医療費の支払いの免除などのメリットがあります。

- ▶ 保険証の利用登録について(マイナポータル)
https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



- ▶ マイナンバーカードの申請について
https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/kotsu_doro_johotsushin/johotsushin/1/4886.html



次ページへ続きます

南相馬市 国民健康保険に加入されている方

資格確認書または資格情報のお知らせの交付対象者

令和6年12月2日以降に市の国民健康保険加入や氏名等変更の申請をされる方、記載されている有効期限が切れる方などには、「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」が交付されます。

- **令和6年12月2日以降**に窓口・郵送で受け付けした上記の申請は、「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」の交付対象となります。
- **令和6年11月29日まで**に窓口・郵送で受け付けした上記の申請は、**保険証を交付**します（令和6年11月30日以降に社会保険等の資格を喪失し、国民健康保険に加入される方を除く）。

それぞれの交付対象者は下記の通りとなります。

1. 資格確認書

【申請が不要な方】

- マイナンバーカードを所持していない方
- マイナ保険証の利用登録をしていない方
- マイナ保険証の利用登録を解除・解除申請をした方
- マイナンバーカードの有効期限が切れた後、3カ月が過ぎても更新手続きをしていない方
- DVの被害を受け、閲覧制限などの支援措置を受けている方

【申請が必要な方】

- マイナンバーカードを紛失または更新中の方
- 医療機関受診時に、第三者が同行して補助等をする必要がある要配慮者

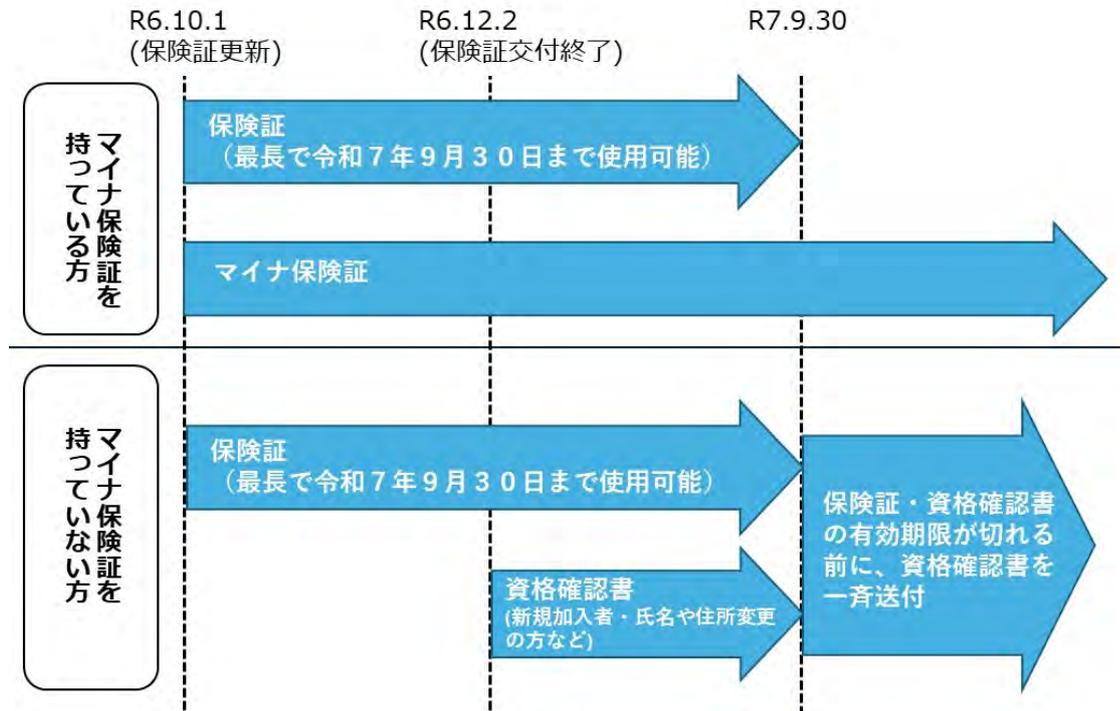
2. 資格情報のお知らせ

- マイナ保険証で受診可能な方で、新たに市の国民健康保険に加入される方
- マイナ保険証で受診可能な方で、お持ちの保険証または資格情報のお知らせの記載内容に変更があった方（氏名や住所の変更など）

次ページへ続きます 

■ 今後の交付スケジュール

【南相馬市国民健康保険の保険証等の運用について】



各種証について

■ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について

マイナ保険証で受診する場合は事前申請が不要となり、マイナ保険証のみで限度額までの支払いとなります。

保険証または資格確認書で受診する場合は、これまで通り事前申請と窓口での提示が必要となります。

注意 課税区分が「オ」または「区分2」の方で90日を超える入院をしている場合は、別途申請により食事療養標準負担額がさらに減額されます。

■ 高齢受給者証について(70歳～74歳の方のみ)

マイナ保険証で受診する場合は、窓口での提示は不要となります。

保険証または資格確認書で受診する場合は、これまで通り窓口での提示が必要となります。事前申請は不要です。

■ 一部負担金等免除証明書について(該当者のみ)

マイナ保険証で受診する場合も、保険証や資格確認書で受診する場合も、窓口での提示が必要です。

次ページへ続きます 

その他

■ 加入・脱退の届け出について

国民健康保険に加入または脱退する場合は、これまで通り届け出が必要となります。
勤務先は国民健康保険の切り替えの手続きは行いませんので、ご注意ください。

▶ こんなときは届出を

https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/life/hoken_nenkin/2/4372.html



■ マイナ保険証への反映について

保険の切り替えの手続きや氏名変更などの手続きを行った際、マイナ保険証に反映されるまでに数日かかります。

手続き時に資格情報のお知らせが交付されますので、医療機関を受診する場合はマイナ保険証と併せてご提示ください。

注意 勤務先の健康保険に加入されている方の対応は、加入されている保険者または勤務先にご確認ください。

問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

【後期高齢者医療制度】マイナ保険証への移行について

11月19日HP更新

後期高齢者医療被保険者証の新規発行終了

令和6年12月2日で現行の被保険者証の新規発行は終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

令和6年12月2日以降に新たに後期高齢者医療へ加入する方、住所や負担割合などに変更がある方、紛失などによる再発行が必要な方には、被保険者証の代わりに「**資格確認書**」を交付します。

● 有効期限が令和7年7月31日までの被保険者証をお持ちの方

被保険者証(ピンク色)の記載内容に変更がない限り、有効期限まで医療機関などでお使いいただけます。

次ページへ続きます 

令和7年7月までの暫定的な運用について

後期高齢者医療制度の暫定的な運用として、令和6年12月2日から令和7年7月までの期間は、マイナ保険証を持っている、持っていないにかかわらず、「**資格確認書**」を交付します。

資格確認書とは

被保険者証の代わりになるもので、医療機関等の窓口で提示すると被保険者証と同じように受診ができます。

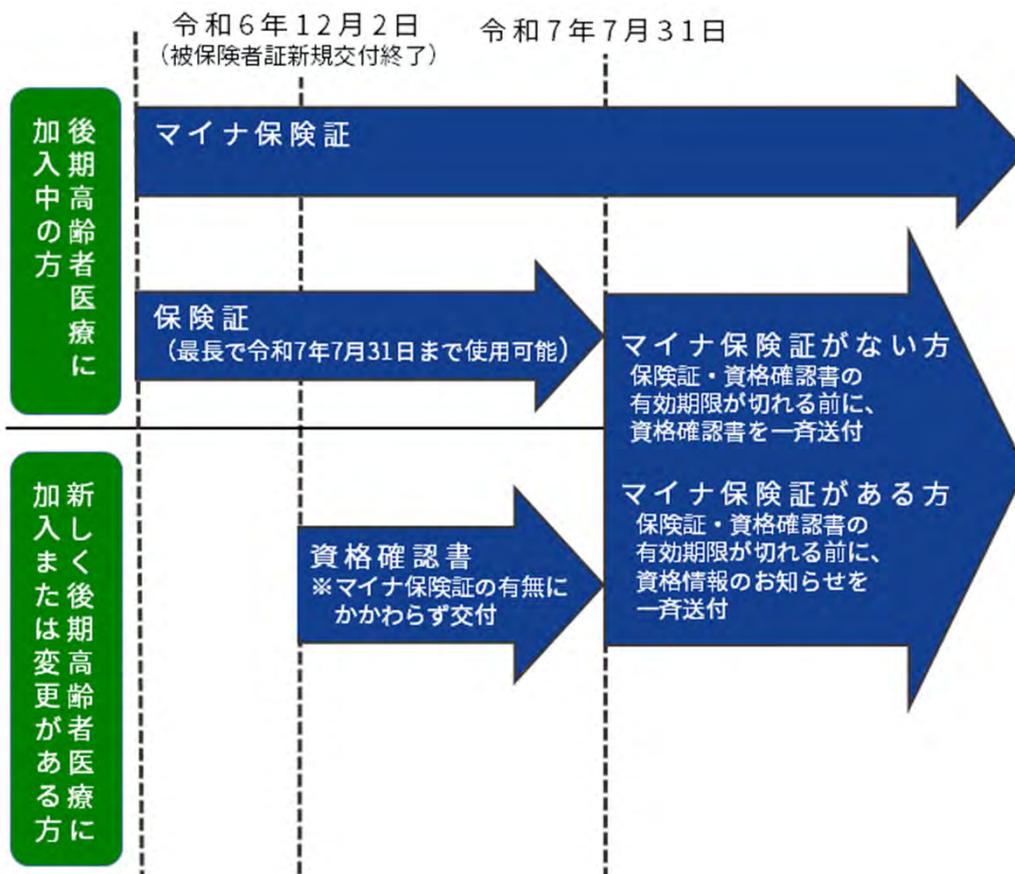
資格確認書は、申請によらず交付します。

注意 紛失などにより交付を受ける場合は、申請が必要です。

今後の交付スケジュール

令和7年8月以降、マイナ保険証をお持ちの方に、自身の被保険者資格(被保険者番号・保険者名・氏名・負担割合など)を簡易に把握することができる「**資格情報のお知らせ**」を交付します。マイナ保険証をお持ちでない方には、「**資格確認書**」を交付します。

【福島県後期高齢者医療制度の保険証等の運用について】



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233



浪江町HP 令和6年10月「まちの話題」から

浪江駅周辺整備事業がスタート

浪江駅周辺整備事業の起工式が10月21日(月)、整備予定地の権現堂地区で行われました。

起工式では、成井祥副町長が「中心市街地全体の再生に向けた大きな足がかりになる」と期待をこめたあいさつを述べました。出席したUR都市機構の石田優理理事長や、横山建設株式会社の佐藤祥一社長らとともに、鍬入れを行いました。

この事業は、浪江駅を中心とした約11.6ヘクタールを事業区域とし、建築家・隈研吾さんが設計を手がけました。駅から商業施設までをおおうダイナミックな大屋根「なみえルーフ」や、浪江駅東西自由通路、交流施設、商業施設などを整備し、にぎわいある町づくりを目指します。



さあ行くべ！ つしま肉まつりを開催

10月13日(日)、津島地区の恒例行事「つしま肉まつり」が津島支所で昨年に続き開催され、約500人が来場しました。津島にゆかりのある町民や近隣町村から訪れた人たちが、国産和牛のお肉を焼きながら津島の秋を楽しみました。バーベキューのほか、津島の名物「かぼちゃまんじゅう」や「なみえ焼そば」などのグルメの販売、約250年の歴史がある南津島の神楽と田植踊、津島地区の住民らによる演歌やダンスなども披露されました。

津島支所の館内では、津島の記憶を継承するためのパネル展示も行われました。津島地区では町民主催のイベントが定期的に行われており、地域活性化の取り組みが進んでいます。



米の試験栽培中の末森地区で稲刈り

10月2日(水)、末森地区の特定復興再生拠点区域で稲刈りが行われました。
末森地区は現在、米の出荷ができないため、試験栽培で収穫した米の安全性を調べ出荷制限解除を目指しています。
末森地区での稲刈りは震災後初めてで、復興組合の皆さんが丁寧に手刈りし、収穫の喜びを分かち合っていました。



浪江町公式Facebook「つながろう なみえ」から

請戸川にサケが戻ってきています

浪江の秋の風物詩・サケの遡上。
震災の影響でサケ漁が中断し、昨年、一昨年のモニタリング調査では遡上がゼロでしたが、今年は計6匹確認することができました。
数年前から行っている稚魚放流の成果が少しずつ出ているようです。
震災前に比べればまだまだ少ない数ではありますが、地元の漁業組合の皆さんがサケの遡上回復に向けた取り組みを続けています。





双葉町からのお知らせ

令和6年度帰還促進住宅支援事業のお知らせ

11月18日HP更新

町では、町内に帰還される方が町内において新たに住宅を取得、または中古住宅を取得した場合に要した経費に対して、予算の範囲内で補助金(新築は対象経費の10/10(上限500万円)、中古住宅取得は対象経費の1/2(上限150万円))を交付します。

補助対象の要件

■対象となる住宅

- 契約日が令和2年3月4日以降の住宅であること
- 新たに住宅を取得する場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令に適合していること
- 延べ床面積が一般型誘導居住面積水準を満たすこと
- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得等する場合は、下記の「補助金交付申請書兼実績報告書」の提出日までに、耐震診断が完了していること

※ 公営住宅、民間等の賃貸を目的とする住宅は、**対象外**となります。

※ 補助金の交付は、**1回限り**となります。

■対象となる方

次のいずれにも該当する方が対象です。

- 平成23年3月11日時点で双葉町に住民票を有していた方
- 補助金交付年度の翌年度から起算して5年間継続して、補助対象住宅に居住される方
- 補助対象住宅の持ち分が2分の1以上であること
- 町税等町徴収金の滞納がない方
- 双葉町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方
- この補助金を受給していない方

※ 令和2年3月4日以降に既に住宅を取得した場合も申請することができますので、ご相談ください。

次ページへ続きます 

補助対象となる経費および補助金額

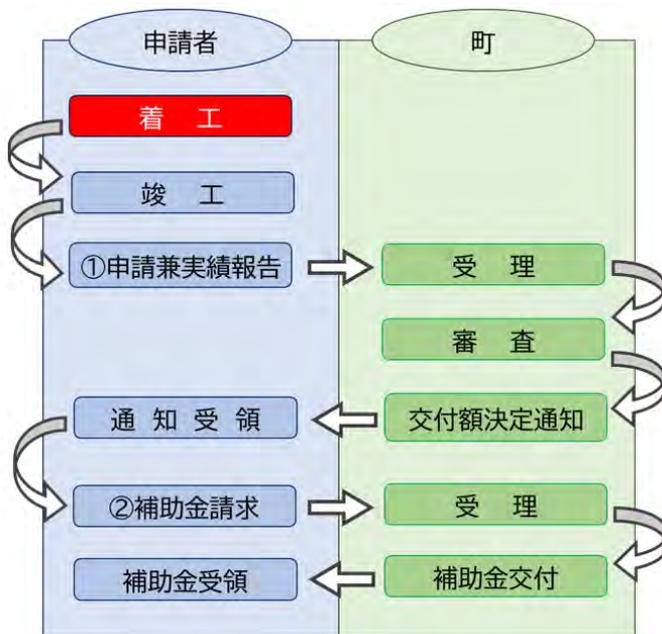
町内において、新たに住宅を取得、または中古住宅を取得した際に要した費用

- 千円未満切り捨て
- 新築:対象経費の10/10(上限500万円)
- 中古住宅取得:対象経費の1/2(上限150万円)

※ 土地取得費や、外構工事などの住居部分以外に要した経費は、対象外となります。

※ 被災者生活再建支援金を既に受給されている場合には、対象経費から支給済み額を差し引いた金額の10/10(新築)、あるいは1/2(中古住宅取得)が、新たな補助金額となります。(上限500万円(新築)、150万円(中古住宅取得)は変更ありません。)

手続きの流れ



(1) 交付申請書を提出

住宅取得後に、所定の様式に必要な事項を記入のうえ、必要な書類を添付し、提出してください。

- 双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

※ 令和2年3月4日から令和4年8月30日までの間に、住宅の新築工事や中古住宅の取得に係る契約に着手し、完了している場合は、次の様式になります。

- 双葉町帰還促進住宅支援事業補助金(遡及分)申請書兼実績報告書(様式第2号)

次ページへ続きます 

<添付書類(様式第1号、様式第2号共通)>

- 同一世帯員全員の住民票の写し
- 誓約書兼同意書(別記様式1)
- 同一世帯全員の納税証明書
- 補助対象住宅に係る案内図、配置図、平面図、立面図、写真その他補助対象住宅の内容が確認できる書類
- 居住部分の延べ面積が確認できる図面(平面図等)
- 補助対象住宅の登記事項証明書の写し(申請者本人または申請者と同一世帯に属する者が登記事項に係る名義人となっているものに限ります。)
- 建築基準法第7条第5項もしくは第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の写しまたは同法第6条第4項もしくは第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し(当該住宅を都市計画区域内に新築または売買により取得した場合に限ります。)
- 耐震診断を受けたことが確認できる書類(昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合に限ります。)
- 工事請負契約書または売買契約書の写し(申請者本人または申請者と同一世帯に属する者が契約者になっているものに限ります。)
- 補助対象住宅の取得に要した費用の支払いに係る請求書および領収書の写し

※ 上記の他に、申請内容の確認に必要な書類の提出を求める場合があります。

※ 申請手続き等を業者等に委任することができますので、手続きを委任する場合は委任状(様式第5号)を申請書兼実績報告書に添付して提出してください。

※ 申請手続き等を業者等に委任した後に、申請を取りやめた場合や補助金が不交付となった場合などは、手続きを委任した業者から、既に進めていた申請手続きに要した費用相当分(写真撮影代など)の費用を請求される場合がありますので、補助対象となるかどうか不安な場合には事前にご相談ください。

(2) 補助金の交付決定および補助金額の確定

申請内容を審査し、交付するものと認めるときは、「交付決定通知書」を申請者に送付します。

(3) 補助金の交付請求

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、必要な書類を添付し、提出してください。

- 双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付請求書(様式第4号)
- 振込先口座が確認できる預貯金通帳の写し

次ページへ続きます 

(4)補助金の支払い

交付請求書受理後、ご指定の口座に振り込みます。

注意事項

住宅の取得に当たり、電気および水道を使用する場合は、申請者において使用手続きを行う必要があります。

- 電気・・・東北電力お客様センター  0120-066-774
(受付時間:平日午前9時～午後5時、祝日、年末年始除く)
- 水道・・・双葉地方水道企業団  0240-25-5323
(受付時間:平日午前8時30分～午後5時15分、祝日、年末年始除く)

申請書様式

■ 様式第1号: 双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/01.docx>



▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/01.pdf>



▶ 記入例【新築】

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/01_ex_new.pdf



▶ 記入例【中古取得】

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/01_ex_old.pdf



■ 様式第2号: 双葉町帰還促進住宅支援事業補助金(遡及分)交付申請書 兼 実績報告書

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/02.docx>



次ページへ続きます 

▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/02.pdf>



▶ 記入例【新築】

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/02_ex_new.pdf



▶ 記入例【中古取得】

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/02_ex_old.pdf



■ 様式第4号： 双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付請求書

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/04.docx>



▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/04.pdf>



▶ 記入例

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/04_ex.pdf



■ 様式第5号： 委任状

▶ Word版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/05.docx>



▶ PDF版

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/05.pdf>



▶ 記入例

https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/15528/05_ex.pdf



次ページへ続きます 

書類提出先・問い合わせ先

〒979-1495

双葉町大字長塚字町西73番地4

双葉町 住民生活課

TEL 0240-33-0126

双葉町公式YouTubeチャンネルから

京丹波町・双葉町子ども交流事業

2024年8月3日から5日までの3日間、京丹波町・双葉町子ども交流事業が行われ、双葉中学校の生徒9人が京都府京丹波町を訪問しました。

京丹波町の生徒との交流や文化の体験を通じて、双葉町の子どもたちは何を感じたのか。

この動画では3日間の様子と生徒たちの思いを紹介します。

▶ <https://youtu.be/Hdme9pBsyeg>





福島県復興公営住宅の内覧について (令和6年度第5回募集)

福島県復興公営住宅のうち、入居対象を一般県営住宅の入居対象者まで拡大している以下の団地については内覧が可能です。

第5回募集(12月2日～10日の募集)に向け内覧を希望される方は、以下によりお申し込みください。

■内覧対象団地、内覧日時および内覧住戸

団地名	所在地(代表住所)	内覧日時	内覧住戸
石倉団地	二本松市油井字石倉67	11月28日(木) 集合時間 14:00 内覧時間 14:00～16:00	6号棟 206号室 2LDK 6号棟 209号室 3LDK
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/659515.pdf		
壁沢団地	川俣町壁沢23	11月29日(金) 集合時間 14:00 内覧時間 14:00～16:00	14号棟 1号室 2LDK(2戸1棟2階建) 17号棟 2号室 3LDK(2戸1棟2階建)
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/659514.pdf		
年貢町団地	(1号棟) 会津若松市門田大字年貢町字大道東444-1 (2・3号棟) 会津若松市門田大字年貢町字大道東414	11月28日(木) 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00	1号棟 209号室 3LDK 2号棟 102号室 2LDK
	(募集チラシ) ● 1号棟 https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/659512.pdf ● 2・3号棟 https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/659513.pdf		
北原団地	南相馬市原町区北原字前田128-1	11月28日(木) 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00	6号棟 111号室 3LDK 6号棟 207号室 2LDK
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/659511.pdf		

次ページへ続きます

団地名	所在地(代表住所)	内覧日時	内覧住戸
牛越団地	南相馬市原町区牛越字辻 内1番地の3	11月28日(木) 集合時間 13:30 内覧時間 13:30～15:30	6号棟 102号室 3LDK 6号棟 204号室 2LDK
	(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/659510.pdf		
高萩団地	いわき市小川町高萩字小路尻30番地の1	①11月28日(木)～29日(金) 【午前】 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00 【午後】 集合時間 13:00 内覧時間 13:00～15:00 ※午前または午後のいずれかを選択。	51号棟 3LDK(戸建て2階建) 54号棟 1号室 3LDK(2戸1棟2階建)
		②11月30日(土)～12月1日(日) 集合時間 10:00 内覧時間 10:00～12:00	
(募集チラシ) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/659509.pdf			

■申し込み期限

11月26日(火) 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日・日曜日・祝日を除く

■申し込み方法

復興公営住宅入居支援センターへ電話で以下の内容をお伝えの上、お申し込みください。

- (1)内覧を希望される団地名
- (2)内覧される方の代表者氏名と連絡先
- (3)参加者数
- (4)駐車場の要否

■持ち物

スリッパを各自ご用意ください。

次ページへ続きます 

■内覧に当たっての注意

- 他の入居者さまがお住まいですので、内覧は静かにご覧ください。
- お子さまがいらっしゃる場合は目を離さないようお願いします。
- トイレは使用できません。あらかじめ済ませてからお越してください。
- 住戸内は飲食禁止です。
- 角のある物品は携行しないなど、建物に傷や汚れをつけないようご配慮願います。
- 写真撮影は、住戸内は可能ですが、住戸の外は入居者が生活していますので、撮影をお控え願います。
- 自動車でお越しの方は、団地内の走行は徐行を厳守し、指定の区画番号の場所に駐車してください。

※ 各団地の案内図については、下記ホームページをご覧ください。

▶ 福島県復興公営住宅の内覧について(令和6年度第5回募集)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/fukkoukoeinairan.html>



お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15(土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2024.11.20現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	13	32
原町区	3	3
南相馬市 計	16	35
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合計	23	53

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511